男性もDV問題に立ちむかうことが必要です

DV加害男性の暴力克服プログラム

ドメスティック・バイオレンス（DV）は被害女性の支援が中心で、加害男性の暴力についてはあまり考えられていないのが現状です。この問題を「放置している男性自身の問題」として、日本で初めて加害男性の暴力克服プログラムに取り組んでいるのが、メンタルサービスセンター代表・カウンセラーの草柳和之さんです。

DVは社会全体の問題

DVは夫婦（別居・離婚後も含む）、恋人など親しい関係にある男性から女性への暴力のことをいいます。2001年10月にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行され、DVは犯罪と規定されましたが、加害者に対する暴力克服プログラムの位置付けはありません。

DVは再犯率が高く、アメリカではDV加害者を逮捕した際に、暴力が軽い場合は裁判所命令で即座に保護観察下で更正のためのプログラムを受ける命令が出されます。しかし、日本では加害男性が任意で受けるしかなく、その数は全体の1割にも満たないのが現状です。

多くの加害男性は自分に問題があるとは認めず、妻に責任を押し付けます。同じ行為を会社ですれば傷害事件になるのに、妻に身体的暴力を与えても「夫婦げんか」で、済まされてしまう現実があるのです。これは「夫婦だったらこれくらい構わない」と、社会全体が錯覚していると言えます。つまり、加害男性は社会全体が共有している歪んだ価値観を後ろ楯にDVという行為をくり返すわけです。DVは加害男性だけの問題ではないことが分かるでしょう。

加害者プログラムの目標

加害者プログラムの第一の目標は「あらゆる暴力行為をなくし、パートナーと良好な関係を築く」ことにあります。しかし、暴力を防ぐだけがプログラムではありません。実際にプログラムを受けている人の中には、パートナーと別居しており、妻も離婚の意志を固めた状況の人もいます。こういった加害男性には「自らの別離を受け入

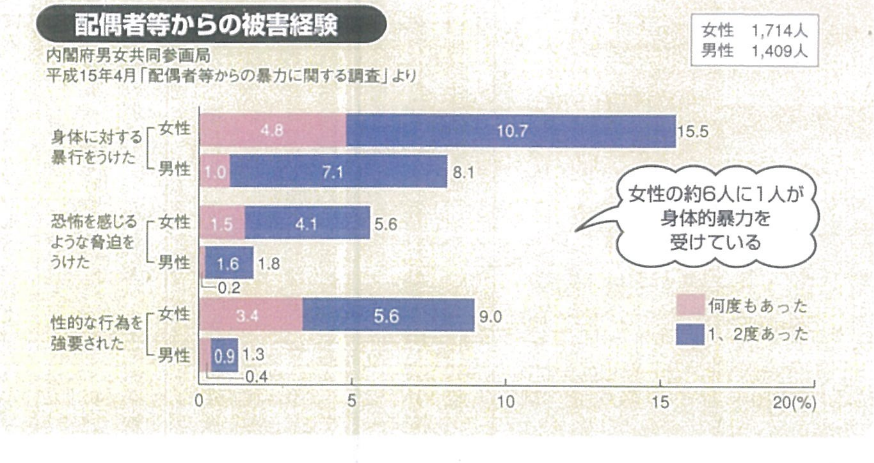

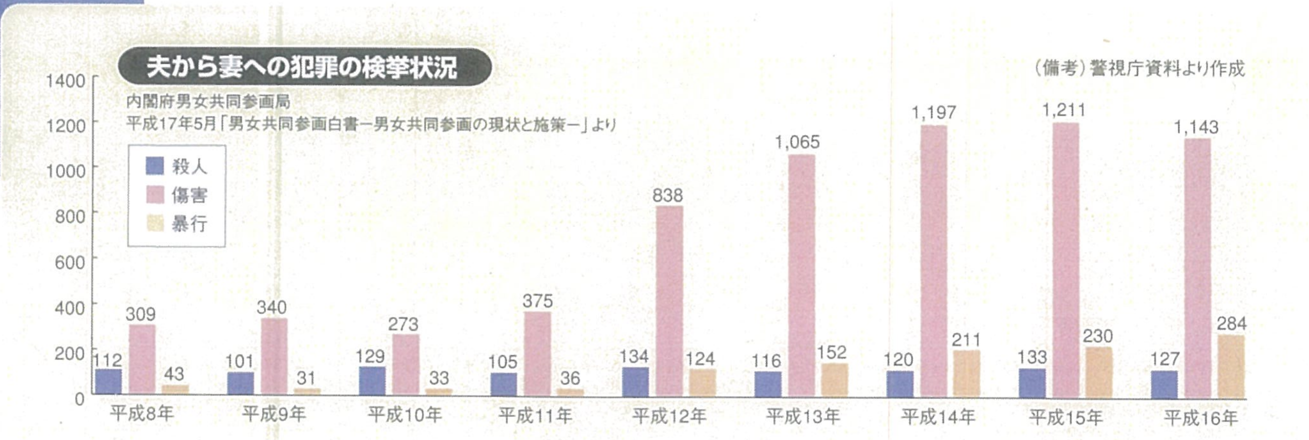

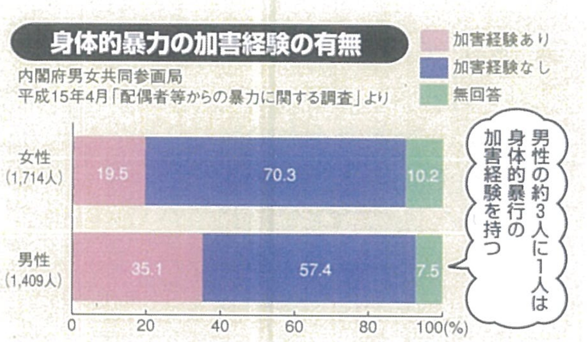

れる」という役目も極めて重要です。というのも、加害男性はパートナーと別れることを拒み、非常に執着する傾向があるからです。

プログラムを受ける人の中には、残念ながら本気でない人もいます。プログラムを受けるふりをして、パートナーの気をひこうとする人たちです。プログラムは自分の行動や考え方を変えたい人を後押しする役割であり、変えたくない人の気持ちを変えることは不可能です。私が主宰するセンターでは、こういった人たちには心の準備不足を伝えて参加を断っています。このことにより「被害者側が加害男性を諦める手段」として、被害者へのサポートとしていきます。

センターで専門的な個人心理療法を大きな柱として始めてから9年目になります。通常の心理療法とは方針や方法論が異なるもので、DVの虐待者に特殊化された心理療法「SPADV（Specified Psychotherapy for Abusers of DV）」を開発しており、多くの学会発表を行い、著作も刊行しています。

現在はこの他「自助グループ」を月2回行ない、3ヵ月に1度「暴力克服ワークショップ」も行なっています。どちらも最近は非常に参加者が多く、ワークショップでは毎回15人の定員がいっぱいになります。また、カウンセラー向けの研修会も行なっています。

加害者プログラムの存在意義

加害者プログラムにも様々な批判はあります。義務化されていなければ意味がないといったものです。しかし今、プログラム運営の実績を積み上げておかなければ、日本で今後アメリカのように義務化されることはありえない訳で、長期的視野にたって考える必要があります。

社会全体でいえば「あなたは人間として許されないことをしているのだから、プログラムを受けて変わりなさい」というメッセージを伝えることが加害者プログラムの意義です。同時に刑罰も絶対に必要です。

DV問題は男性が責められるようで嫌な感情を持つかもしれませんが、これまで放置していた男性自身の問題です。男性にとって大切なはずの家庭を自ら破壊する行為がDVなのですから、目をそらさず真剣に考えるべき問題です。

プロフィール

草柳　和之さん

メンタルサービスセンター代表・カウンセラー。元早稲田大学講師。NPO法人日本ホリスティック医学協会理事。日本のDV加害者プログラムの第一人者であり、その実践は新聞・TV・雑誌等を通じて広く紹介される。全国にわたる講演・研修依頼に応じ、執筆活動を通じて男性がDVや性暴力の問題に取り組む重要性を社会に向けて提言。優れた研修指導は多くの支持を集める。『ドメスティック・バイオレンス』（岩波書店）『DV加害男性への心理臨床の試み－脱暴力プログラムの新展開』（新水社）他、著書多数。

『ドメスティック・バイオレンス』
草柳和之著（岩波書店）

DV問題における加害者への取り組みの重要性、プログラムの実践等を紹介。

DVに関する相談

○メンタルサービスセンター
DV相談、暴力克服プログラムについて
☎03-3993-6147（10時～19時　月～土）

○東京ウィメンズプラザ
男性相談。夫婦の問題、職場や地域の人間関係、セクハラやDVの暴力問題など
☎03-3400-5313（17時～20時　月・水）